

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市コミュニティセンターの利用の許可			
根拠法令及び条項	蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例 第7条、第14条第2項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用の許可） <p>第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 公益を害するおそれのあるとき。 (3) 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。 (4) 暴力団（蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。 <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第7条まで、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。ただし、第4条第2項の規定により休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めようとする場合又は第5条ただし書の規定により利用時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p>			
	審査基準設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準最終変更年月日	令和7年 4月 1日
	標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		

標準処理期間 設定年月日	年　月　日	標準処理期間 最終変更年月日	年　月　日
所管部署	環境経済部　自治振興課		
備考			

注　許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。